

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年9月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2100029 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2100032 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 21 年 4 月 30 日の標準賞与額を 131 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 4 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 4 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 30 年 7 月 27 日の標準賞与額を 87 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 7 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 7 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 社における平成 30 年 7 月 27 日の標準賞与額を 97 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 30 年 7 月 27 日の訂正後の標準賞与額 (上記 2 の訂正後の標準賞与額 (87 万 1,000 円) を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求者の A 社における平成 30 年 12 月 19 日の標準賞与額を 98 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、訂正請求日 (令和 2 年 10 月 30 日) 以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した平成 30 年 12 月 19 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成 21 年 4 月 30 日
② 平成 30 年 7 月 27 日
③ 平成 30 年 12 月 19 日

私は、A社から請求期間①から③までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該標準賞与額の記録がない。

請求期間①から③までに係る預金通帳の写し等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳（写）、A社の元事業主から提出された請求者に係る平成 21 年分給与所得に対する源泉徴収簿（写）、平成 21 年 3 月決算賞与内訳表（写）及び平成 21 年 4 月分日計表、同社の元事業主の回答、元監査役の陳述並びに委託先税理士事務所の担当者の陳述により、請求者は、当該期間に同社から 131 万 1,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、上記決算賞与内訳表（写）において確認できる賞与支給額から、131 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、平成 21 年 4 月 30 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された預金通帳（写）、A社の元事業主から提出された請求者の平成 30 年 7 月期賞与に係る台帳（写）及び平成 30 年 7 月賞与に係る「給与・賞与支給実績一覧表」（写）並びに同社の元事業主の回答（以下「賞与に係る資料等」という。）により、請求者は、当該期間に同社から 97 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、上記賞与に係る台帳（写）及び「給与・賞与支給実績一覧表」（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、87万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、平成30年7月27日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、賞与に係る資料等により、請求者は、当該期間に97万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、97万円に訂正することが必要である。

なお、平成30年7月27日の訂正後の標準賞与額（上記2の訂正後の標準賞与額87万1,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③について、当該期間は、本件訂正請求日（令和2年10月30日）において保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

また、請求者から提出された預金通帳（写）、A社の元事業主から提出された請求者の平成30年12月期賞与に係る台帳（写）及び同社の預金通帳（写）並びに同社の元事業主の回答により、請求者は、請求期間③に98万8,000円の賞与の支払を事業主から受けていたことが認められる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上記賞与に係る台帳（写）により確認できる賞与額から98万8,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100033号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100033号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和62年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が昭和62年1月31日となっているが、私は、同社には同年1月31日まで在籍していたので、資格喪失日は同年2月1日になるはずである。

調査の上、昭和62年2月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与明細書(写)及び昭和62年分給与支払報告書(個人別明細書)(写)並びに請求者が同社の次に勤務した事業所が発行した昭和62年分給与所得の源泉徴収票(写)により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書(写)により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、既に亡くなっており、昭和62年1月31日から同年2月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答を得られないが、当該期間について、請求者に係る厚生

年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和62年1月31日となっており、離職年月日は同日であり社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年1月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和62年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。